

平塚市立中原小学校いじめ防止基本方針

平塚市立中原小学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(いじめの定義)

いじめは、「いじめ防止対策推進法」第 2 条で定めたとおり、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、国の基本方針では、「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、『心身の苦痛を感じているもの』との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。」と補足されています。

(本校のいじめに対する基本的な考え方)

本校では、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいて、学校の内外を問わず、児童本人がいじめと感じたものは全て、いじめとしてとらえます。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の 2 つの要件が満たされている必要があります。「いじめに係る行為が止んでいること」とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも 3 か月継続していることを目安とします。「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」については、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大切にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

(いじめの禁止)

本校児童は、いじめを行ってははいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学校生活全般に取り組むことができ

るように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・「中原で生き、中原で育つ、中原っ子」の豊かな人間性の育成を、全教育課程を通してめざします。
- ・心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・学級活動や学校行事等の中で、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進します。
- ・学校行事、地域行事、ふれ合い活動等を通して、保護者・地域住民との連携を深め、児童の豊かな育ちをサポートする体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの実態や特質等について年複数回の校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童とかかわる時間を多くするように努めます。
- ・「平塚市立中原小学校いじめ防止基本方針」を学校だよりで発信すると共に、いじめの定義や本基本方針の内容を保護者会や学校評議員会、地域の会合等の場で周知・協議し、保護者や地域住民にいじめの防止への理解を促進する取組を進めます。
- ・児童会の活動等を通して「児童が積極的に関わるいじめ防止の取組」を実施します。
- ・すべての児童の特性を踏まえ、いじめが生じないよう日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことを推進します。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査「楽しい学校生活を送るためのアンケート」を年間2回実施します。(6月・11月)
また、アンケートの後や長期休業前または休業後に児童との個別面談を行います。(6月・9月・12月)
- ・いじめの早期発見に向け、教職員が日頃から、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認します。また、けんかやふざけ合いであっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関りを持ち、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- ・教育相談で児童の実態把握、理解に努めます。(7月・11月・12月・1月)
- ・学級懇談会で学級の保護者との連携に努めます。(4月・2月)
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように相談体制の整備を行い、相談窓口を周知します。
- ・相談・通報のあった事案は、いじめの防止等の対策のための組織である「いじめ防止検討会議」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて年に複数回実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。
- ・

(3) いじめへの早期対応のための取組

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。なお、いじめられた児童(いじめを受けている疑いがある児童)やいじめを知らせてきた児童の安全確保を徹底します。また、いじめに係る情報は、適切に記録します。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止検討会議」に他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を提供・共有します。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。事案によっては、いじめという言葉を使わずに指導することもあります。
- ・ いじめを受けた児童(いじめを受けている疑いがある児童)が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・ いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・ はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・ いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。警察等への通報は、原則として学校長が判断をして行います。
- ・ 出席停止となった児童に対しては、教育を受ける権利を保障し、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行います。

(4) インターネットを通じてのいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル教育を実施すると共に、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向け、いじめに関するアンケートに質問項目を設けます。

(5) アンケートの保存期間

いじめに関するアンケートは、当該児童が卒業するまで保存します。アンケートで聞き取った内容をまとめた記録や調査報告書は、卒業後5年間保存します。

3 「いじめの防止等の対策のための組織」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止検討会議」を設置し、学期に2回開催します。

4月：いじめ防止基本方針の検証・改訂

7月：いじめアンケート(6月)の分析・考察

12月：いじめアンケート(12月)の分析・考察

3月：来年度に向けて

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。なお、

いじめと疑われる相談・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに本組織に報告します。

(1) 「いじめ防止検討会議」[いじめ等相談窓口]の構成

- ・管理職、児童指導担当、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめと疑われる相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は金品等に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「緊急調査チーム」の構成

- ・管理職、児童指導担当、教育相談コーディネーター、当該学年主任、担任

※ 事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・平塚市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出
- ・アンケートなどの一次資料は当該児童が卒業するまで、調査報告書などの二次資料は卒業後5年間保存
- ・特段の支障がなければ公表

5 その他

(1) いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること

(2) 校内の「いじめ等相談窓口」が児童や保護者に認識されるよう、学校だより、学年・学級だより等で情報の発信をし、いじめがあった場合に相談できる環境を整えます。